

第3回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）
議事要旨

1 開催日時及び場所

令和3年11月1日（月） 16:00～17:00

堺市役所高層館 20階 第1特別会議室

2 出席者

（堺市 PFI 事業検討委員会）

北詰委員長、石田委員、勢戸委員、橋元委員、吉原委員

（事務局）

中学校給食準備室、学校給食課

3 配付資料

- ・資料1 第2回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の会議録
- ・資料2 第2回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）における各委員からの質問及び意見に対する回答
- ・資料3 前回提示した各事業の実施方針（案）との新旧対照表
- ・資料4 （仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業実施方針（案）の修正版
- ・資料5 （仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業実施方針（案）の修正版
- ・資料6 （仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業要求水準書（案）
- ・資料7 （仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業要求水準書（案）
- ・資料8 今後のスケジュール（予定）

4 審議案件

- (1) 第2回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の報告について
- (2) 各事業の実施方針（案）の修正について
- (3) 各事業の要求水準書（案）について
- (4) 今後のスケジュールについて

5 審議内容

- (1) 第2回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の報告について
 - ・事務局から、前回会議の内容を示し、前回会議にて集約した各委員からの質問及び意見に対する回答を示した。

【実施方針（案）】

- 運営業務に対する参加資格要件について、過去に食中毒を起こした業者でも入札可能か。
⇒調理業務の参加資格要件に、現在の小学校の学校給食調理業務の入札参加資格と同じく、過去1年間に営業禁止や営業停止などの不利益処分を受けていないことを追加した。〔事務局回答〕

- 第1学校給食センターと第2学校給食センターの開始時期が異なることについて、生徒、保護者、教員は混乱しないか。
⇒堺市中学校給食改革実施方針（案）のパブリックコメントにおいて、全員喫食制の早期実施を望まれるご意見が多くあったことから、給食センターの開始時期を最短に設定している。混乱を招かないよう、生徒、保護者はもとより、教員についても、丁寧に周知していく。〔事務局回答〕
- 本件事業を2つのPFI事業にて実施することにより、より多くの企業から提案を受けることになり、より優れた提案を採択することは、結果的に「食中毒の予防や異物混入予防」など事故の低減につながると考えられる。
⇒ご意見のとおりであり、給食センターの規模を分散することにより、事業者の内部統制の強化につながることも期待している。〔事務局回答〕

【要求水準書（案）】

- 給食センターは、南海トラフを想定した耐震性のあるものか。また、早期の復旧についてディザスタ・リカバリの運用を行う予定か。
⇒国土交通省が「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「耐震安全性の分類」により官庁施設（給食センター）の耐震化の目標を「大地振動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの」と示していることから、同目標と同じ水準を事業者に要求する。また、災害時の施設の早期復旧についての具体的な手法については、BCP（事業継続計画）の整備と、BCPに基づき復旧することを事業者に要求する。〔事務局回答〕
- 第1学校給食センターで行う「給食物資調達・配送業務」について、配送トラックのルートは事前に決めるのか。学校到着までに物資が劣化しないような対策はしているのか。
⇒給食物資の配送については、現行と同様に各学校に効率的に配送できるようルートを定め、食品専用の冷蔵車、冷凍車等を使用し、物資に適した温度で配達する。〔事務局回答〕
- 食物アレルギーの配慮を要する生徒に対する個別対応の方法はどのように行うのか。
⇒アレルギー対応食の献立については除去食とし、除去すべき原因食材が混入しないよう調理従事者2名以上によるダブルチェックを徹底する。また、専用容器に学校名、学年、学級、氏名、除去食品名を、配送容器に学校名、学年、学級、氏名を表示し、誤って配送することがないようにする。〔事務局回答〕
- BCP(事業継続計画)に関することを要求水準書に記載するのか。
⇒災害時の施設の早期復旧についての具体的な手法については、BCP（事業継続計画）の整備と、BCPに基づき復旧することを事業者に要求する。〔事務局回答〕
- 調理従事者が学校給食に対する安全意識を持ち続けるような仕組みを要求水準書に記載してはどうか。
⇒調理従事者に衛生管理や調理技術などの研修を要求し、常に安全な給食が提供できるようにする。〔事務局回答〕
- 給食センターの建設に当たり、外観や環境面で地域へ配慮することはあるのか。
⇒外観は、市のガイドラインに則り、周辺景観と調和したものを要求する。また、周辺

環境対策として、騒音、振動、臭気などについて、最大限配慮した対策を講ずるようにする。〔事務局回答〕

- 事業終了後、引継ぎがスムーズにいくよう、補修履歴などを残すような仕様にしてはどうか。
⇒事業終了の約3年前から、維持管理に係る機器の操作や申し送り事項などその他の関係資料の作成を要求する。また、事業終了後1年間は、維持管理企業が連絡窓口となり、引継先からの問合せに対応できるようにする。〔事務局回答〕
- 安全な給食作りのために品質管理規定を設けることはもちろんだが、給食作りに携わる職員が高い意識をもつことが一番重要と思われる。そのため、職員全員が毎日、自分自身の仕事は、中学生の健康、健全な育成に直接つながるということを認識するとともに、監督責任者は、職員が使命をもって仕事を進められる環境を整備する責務があると思う。
⇒現在、堺市中学校給食衛生管理マニュアルを作成しているところであり、調理従事者、調理作業、配送時、配膳時の衛生管理についての基準を定める予定。また、今後の運営の中で、調理従事者と生徒が「つながる」仕組みづくりを考える。〔事務局回答〕
- 一般エリアにおいて、来訪者と調理従事者の動線を分けることが必要である。
⇒調理従事者と来訪者の動線が交わらないような建築計画とする。〔事務局回答〕
- 洗浄室で従事した調理従事者が、調理室など他の非汚染区域を通りぬけるような動線にしないようにする必要がある。
⇒調理従事者は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の各作業区域のみで業務に従事することを原則とし、目的の作業区域に行くときに別の作業区域を通らないで行くことが可能なレイアウトとする。〔事務局回答〕
- 朝の混雑する時間帯に、配送トラックが原因で渋滞を引き起こす可能性があるのであれば、給食センターの出入口に交通誘導員が必要ではないか。
⇒配送車両の敷地の出入りに際し、交通事故や交通渋滞等が生じないように、交通誘導員を配置するかそれに代わる措置を講じるようにする。〔事務局回答〕

(2) 各事業の実施方針（案）の修正について

- ・事務局から、スケジュールの変更に伴う各事業の実施方針（案）の修正点を示した。
- ・各委員から、各事業の実施方針（案）に対する質問及び意見があった。主な質問等は次のとおり。
 - バランスのとれた入札資格要件になったと考える。この要件だと、多くの企業の参加が期待できると思う。今回の要件で何かデメリットはあるのか。
⇒多くの企業が入札に参加すれば、多くの提案の中から最も優れた安全安心な中学校給食に係る提案を選定することができる。ただし、入札参加企業の履行能力のバラつきが想定される。〔事務局回答〕
⇒提案の中で他市事例の実績を記述してもらう形にしてはどうか。〔委員長回答〕
 - 調理企業の参加資格要件に病院等での実績を含むか。
⇒調理企業に学校給食施設（共同調理場）の実績を求めており、病院等の実績は含めない。〔事務局回答〕

- 第2 学校給食センターの解体工事はどのように進めるのか。
⇒給食センターの施設整備業務の一環で解体工事を行う。市が建物の規模やアスベスト調査状況などの資料を提示し、事業者は、市が提示した資料を基に解体設計や解体工事を行う。〔事務局回答〕

(3) 各事業の要求水準書（案）の修正について

- ・事務局から、各事業の要求水準書（案）を示した。
- ・各委員から、各事業の要求水準書（案）に対する質問及び意見があった。主な質問等は次のとおり。
 - 日々の衛生管理業務はセルフモニタリングのみで、市や第3者機関の確認をしないのか。
⇒衛生管理基準に基づいた点検表を作成し、日々のモニタリングは事業者が自ら行い、事業者がモニタリングした結果を市が確認する。場合によっては、市が第3者機関に調査を依頼することもある。〔事務局回答〕
 - パブリッククラウドは市で元々使用しているシステムを活用するのか、それとも事業者が新たに構築するか。
⇒パブリッククラウドは事業者が構築する。〔事務局回答〕
 - 調理風景の動画を公開する場合、調理従事者の個人情報の保護はどのように考えているか。
⇒調理従事者の顔などが映る作業風景は、個人が特定されないように考えていく。〔事務局回答〕
 - 調理風景の動画の公開範囲は生徒だけなのか、保護者も視聴することができるか。堺市はO157のこともあり、保護者は給食について関心を持っているので、調理風景を視聴できるようにした方がよいと思う。
⇒保護者も視聴できるように考えている。〔事務局回答〕
 - アレルギー対応食について、過去に、他市の小学生が「おかわり」をして、先生が子どもにアレルギー対応していない給食を提供した給食事故があった。食缶や食器は完全に分けるのか。
⇒小学校では除去食を提供する場合、「おかわり」をしないルールで行っている。また、中学校でも除去食用の食器で提供することとしており、同様の対応をとることで検討している。〔事務局回答〕
 - 引き渡し業務とは具体的にどういった業務内容なのか。
⇒学校給食センターの竣工後、所有権を事業者から市へ移転する事務手続きのことである。〔事務局回答〕
 - 統廃合等により小中一貫校になった場合、小年生と中年生の提供給食は、それぞれ異なる給食になるのか。
⇒中年生は給食センターから配送する中学生にふさわしい献立を提供する。〔事務局回答〕
 - 要求水準書に学校給食衛生管理基準やHACCPが明記されているため、衛生管理におけるセルフチェックシートは事業者が提案書として提示できるのではないか。また、想定

献立をもとに作業工程表や作業動線も提示してほしい。

⇒検討する。〔事務局回答〕

- 想定献立はどういう観点で作成しているのか。想定献立は栄養教諭も確認しているのか。
⇒基本は加熱献立としている。揚げ物は週2回にしたり、和食を基本に洋食や中華などを取り入れたりしている。栄養教諭の意見も踏まえ、想定献立を作成した。〔事務局回答〕
- 事業期間は15年であるが、構成員の一つが破綻した場合、どのような対応となるのか。
⇒市は複数の企業が構成員として構成されるSPCと契約するため、構成員である企業が破綻しても、市とSPCが新たな契約を締結することはない。〔事務局回答〕

(4) 今後のスケジュールについて

- ・事務局から、今後のスケジュールを示した。

6 審議結果

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針（要求水準書（案）を含む。）の策定について、今回の会議で審議した原案のとおり承認した。

以 上